

第3章

厚真町における災害対応

3-1 災害対応検証

3-1-1 厚真町における災害対応検証の概要

「平成30年北海道胆振東部地震」は、厚真町で震度7を記録し、北海道ではこれまでに経験のない甚大な被害をもたらした。

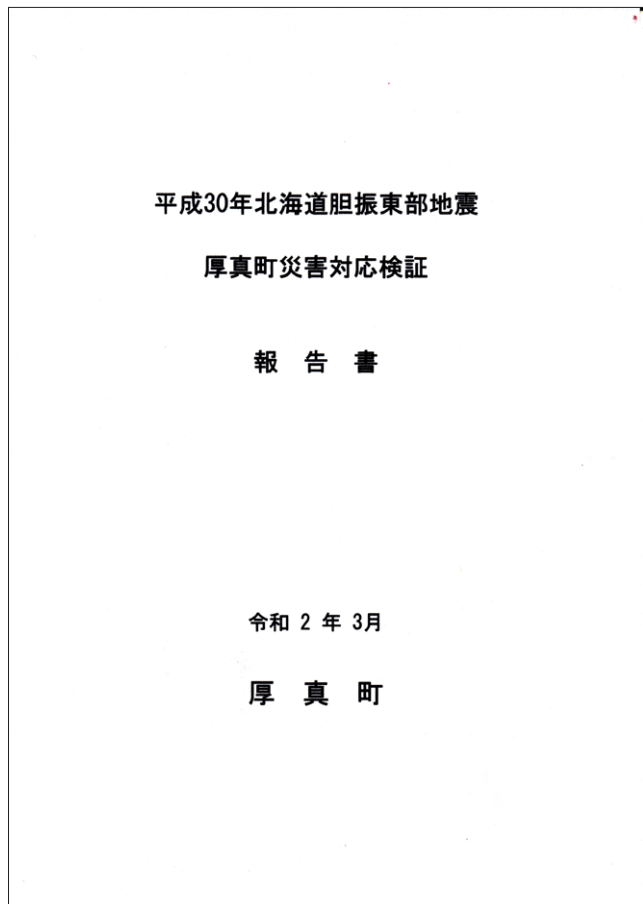
特に、激しい地震の揺れが襲った厚真町では、大規模な土砂災害の発生により、多くの尊い命が失われるとともに、道路・橋梁や電気・上下水道等のライフラインの寸断及び多くの避難者の発生により、初動期の災害対策活動や早期の復旧・復興は困難を極め、経済社会活動に大きな影響を及ぼした。

地震発生直後から、復旧への取り組みが開始された。しかし、想定を遥かに超える大規模な土砂災害が発生していたため、厚真町職員等の災害対応は混迷を極めた。

こうした厚真町の災害対応について、当時の被害の状況と各種災害対策活動の実態を把握・整理し、その問題点・課題あるいは良かった点を明確にすることにより、今後の対応策をとりまとめるために、災害対応の検証が進められた。

検証は、町の全職員等へのアンケート及びインタビューを行うことから始められたが、その目的は、発災後の状況や対策活動に関する貴重な記録を残すとともに、厚真町災害対策本部活動としての教訓から見えてきた今後取り組むべき対策などをとりまとめるとともに、不備事項を是正、又は新たな対応策による改善及び教訓等を反映することにあつた。

規模の大小、あるいは災害の種別はあると思われるが、今後も発生するであろう災害へ備えるとともに、事に臨んでは、対策本部活動が迅速・確実かつ、組織力を十分に発揮して応急対策活動等が行われるようにすることが目指されたのである。



「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証報告書」
(令和2年3月)

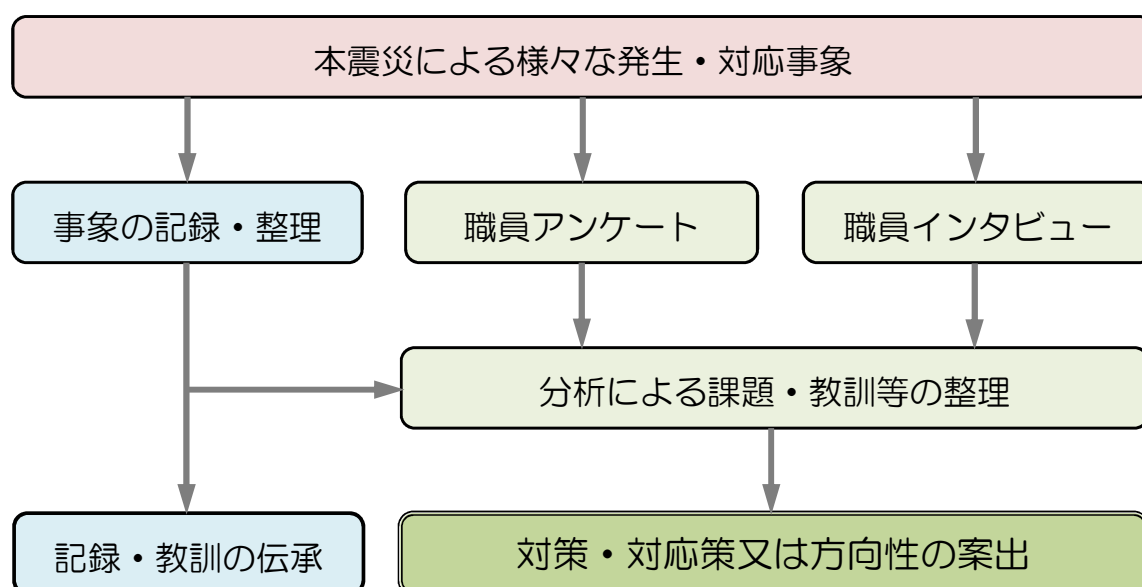
この災害対応検証の成果は、令和2年（2020年）3月に「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証報告書」としてまとめられた。

なお、この検証の対象とする期間は、平成30年（2018年）9月6日午前3時7分の平成30年北海道胆振東部地震の発災から、同年12月28日午後4時0分の災害対策本部の廃止までとし、検証に関わる対象人員は、上記期間に災害対策活動に従事した臨時職員・嘱託職員等を含んだ町職員を対象としていた。

検証の方法

本検証は、前述したように、北海道胆振東部地震によって起こったできごとや、それいかに対応したかなどを整理するとともに、全職員等へのアンケート及びインタビューから、良かったこと、できなかったことなどを抽出・分析し、今後の防災計画・マニュアルの修正及び新規作成等を見据えた、課題の整理、改善のための対策又は改善の方向性を案出することを目的として行われた。

■ 検証の流れ



3-1-2 自然災害リスクと被害想定

厚真町では、平成28年（2016年）2月に、町の位置・地形形状・気候等の特性から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象として、「厚真町地域防災計画」を改訂していた。これは、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条」の規定及び「災害対策基本法第40条第1項」の規定に基づいて北海道防災会議（会長：北海道知事）が策定した「北海道地域防災計画」を基にして、厚真町防災会議が作成した計画である。想定していた被害は主として次のようなものだった。

厚真町における被害想定

- ①根室沖から三陸沖に至る海洋型地震の影響による津波災害
- ②支流を含む厚真川の氾濫及び太平洋沿岸部の高潮・波浪等による洪水害
- ③町内のいたる所に点在する山地・丘陵・崖等の土砂災害
- ④苫小牧市にある活火山である樽前山の火山噴火災害
- ⑤町内には火力発電所・石油備蓄基地があり、これらに起因する災害
- ⑥鉄道、航空機等の事故災害
- ⑦家畜等への影響の大きい鳥インフルエンザ・豚コレラ
- ⑧冬季における雪害など様々な災害 等々

(1)地震についての被害想定と防災計画

厚真町地域防災計画改定的前提として最も懸念されたのは、大規模地震（石狩低地東縁断層帯の大規模地震）の発生だった。

平成18年（2006年）3月の地震防災対策特別措置法の改正により、都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めることとされ、平成20年（2008年）12月には中央防災会議が策定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の防災戦略」においても、その推進地域の地域目標（減災目標）を定めるよう努めることとされた。北海道防災会議の地震火山対策部会地震専門委員会は、平成23年3月、石狩低地東縁断層帯の大規模地震による被害想定額を次のように示した。

■石狩低地東縁断層帯の大規模地震による被害想定

地震発生個所 (想定)	最大震度	木造住家全壊棟数(棟)		死傷者数(人)	
		最大	最小	最大	最小
主部(北)	6強	6,033	1,708	11,550	4,676
主部(北) 深さ3km	7	10,628	5,754	14,984	7,079
主部(南)	6強	280	98	1,798	832
主部(南) 深さ3km	7	927	688	3,068	1,911
南部	7	5,115	2,310	11,904	2,483
南部 深さ3km	7	9,682	4,299	14,143	3,879

出典：北海道防災会議 地震火山対策部会地震専門委員会 想定地震見直しに係るワーキンググループ「想定地震見直しに係る検討報告書」
平成23年3月より作成

そのため、厚真町地域防災計画の改訂は、大規模地震発生の際に、厚真町・北海道・自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の各防災機関が持つ全機能を有効に発揮し、厚真町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧並びに復興を行い、厚真町の地域並びに町民の生命・身体及び財産を災害から守ることを最大の目的とし、過去の地震災害の被害を踏まえ、石狩低地東縁断層帯による大規模地震の被害を想定した防災計画が立てられた。

■過去の地震による厚真町の被害状況

地震名・規模・被害総額	災害の概要
十勝沖地震 震度6 昭和27年(1952年)3月4日 【被害総額：1億4,638万6,000円】	死者 [1人] 重傷 [1人] 軽傷 [8人] 全倒壊 [35棟] 半壊 [36棟] 小壊 [141棟]
釧路沖地震 震度4 平成5年(1993年)1月15日 【被害総額：442万円】	住家一部破損 [1棟] 非住家半壊 [1棟] 農業関連その他 [3件] 道路 [5箇所] 衛生施設 [1箇所] 商工 [17箇所] 学校 [2箇所]
十勝沖地震 震度5強 平成15年(2003年)9月26日 【被害総額：8億9,252万円】	軽傷 [3人] 住家一部破損 [13棟] 農業被害 [19件] 土木被害 [34箇所] 衛生被害 [10箇所] 商工被害 [12箇所] 公立文教被害 [4箇所] 社会教育施設 [5箇所] 社会福祉施設 [2箇所] その他 [30箇所]

出典：「厚真町耐震改修促進計画」(平成20年3月)より作成

■厚真町における石狩低地東縁断層帯大規模地震の被害想定

被害想定項目	小項目	発生時間		
		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕方
地震動	地表における震度(評価単位最大)	6.9	6.9	6.9
急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	22箇所	22箇所	22箇所
	崩壊危険度B(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所
	崩壊危険度C(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
建物被害	全壊棟数	645棟	645棟	645棟
	建物半壊棟数	846棟	846棟	846棟
火災被害	焼失棟数	1棟	1棟未満	12棟
人的被害	死者数	7人	5人	6人
	重傷者数	6人	3人	5人
	軽傷者数	78人	45人	59人
避難者数	避難所生活者数	855人	854人	861人
	避難所外避難者数	460人	460人	464人
ライフライン被害	上水道の被害:断水世帯数(直後)	746世帯	746世帯	746世帯
	下水道の被害:機能支障世帯数	195世帯	195世帯	195世帯
交通施設被害	主要な道路の被害箇所数	10箇所	10箇所	10箇所
	その他の道路の被害箇所数	53箇所	53箇所	53箇所

出典:「厚真町業務継続計画」(平成28年9月)より作成

地震以外の災害想定

厚真町では、地震以外の災害についても、次のような災害を想定していた。

■風水害についての過去の履歴と防災計画

災害名	災害の概要
農業・土木施設被害があった台風等	農業被害、土木施設被害のある風水害は8回/10年で発生(2000～2010年)

■暴風雪・雪害についての過去の履歴と防災計画

災害名	災害の概要
平成28年暴風雪	農業被害
平成12年低気圧及び融雪	農、林、土木施設被害

■その他(大火)

災害名	災害の概要
昭和24年厚真市街大火	全焼48棟、半焼20棟

出典：厚真町地域防災計画資料編（抜粋）

(2)厚真町の業務継続計画

ただし、地域防災対策は行政機関の被災を前提としたものではなかった。そこで厚真町は、平成28年（2016年）9月に「厚真町業務継続計画」をとりまとめた。

大規模な自然災害が発生した場合、町役場そのものも被災し、人員や物資・ライフライン等が制約を受け、平常時の執務環境を前提とした業務を行うことができなくなる可能性があった。

また、発災時に伴う膨大な応急対策業務が発生することも考えられ、それらの業務が中断することで町民の生命・生活及び社会活動に大きな支障が生じることも想定された。

そのような中で、厚真町地域防災計画に基づく応急対策業務や、復旧・復興業務に取り組みながら、必要とされる通常業務を継続し、最低限必要な行政サービスを継続的に提供しつつ、さらに最短で平常業務に復するためには、あらかじめ各業務に優先順位をつけ、事前に必要な資源の準備や業務の対応方針・手段を定めて、取り組むべき業務を明らかにしておく必要があった。

〈業務継続計画の基本方針〉

厚真町での大地震などの、町民等や町内の社会経済活動に多大な被害を及ぼすおそれのある大規模災害に対し、町がその機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて、非常時優先業務の選定や資源の配分等について検討し、業務継続計画を策定し、円滑な実施を図る。

- ①町民の生命・身体及び財産等を守る（非常時優先業務の最優先の実施）。
- ②非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止する。
- ③計画の実効性を確保するため、非常時優先業務遂行上の課題とその対策について検討する。

■業務継続計画と地域防災計画の比較

	業務継続計画	地域防災計画
計画の趣旨	発災時の限られた資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにする（実効性の確保）	発災時又は事前に実施すべき災害対策にかかる事項や役割分担等を規定する
行政の被災	町役場、人員、その他の必要な資源の制約を前提とする	特に想定する必要がない
対象業務	非常時優先業務 ・応急対策業務 ・優先度の高い復旧・復興業務 ・優先度の高い通常業務	災害対策にかかる業務 ・災害予防業務 ・災害応急対策業務 ・災害復旧・復興業務
業務開始目標時間	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める	必要事項ではない（事前、初動、復旧・復興に区分する程度）
その他	職員の支援体制（水・食料等の確保）についても検討する	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める

出典：「厚真町業務継続計画」（平成28年9月）

3-1-3 厚真町の防災組織

厚真町では、災害の予防、応急対策・復旧等の活動に即応できる体制を保持し、災害対策の総合的運営を図るため「厚真町防災会議」を設け、防災に関する基本方針及び計画を策定し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集・防災関係機関相互の連絡調整を行っていた。

また、災害発生時においては、災害対策基本法第32条の規定及び厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)エ項に基づき、地域防災計画規定の編制を基準として厚真町災害対策本部を設置し、災害対策活動を行うこととなっていた。

災害対策基本法第32条

(派遣職員の身分取扱い)

第三十二条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。

2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。

厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)

2 災害対策本部の設置基準、廃止の時期及び公表

(1)設置

基本法第23条の2第1項の規定により、次の各号の一に該当し必要と認めるときは、災害対策本部を設置するものとする。

- ア 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲から判断して特に対策を要するとき。
- ウ 気象、地象及び水象についての情報又は警報を受け、非常配備の必要があるとき。
- エ 震度5弱以上の地震が発生し、その対策を必要とするとき。
- オ 津波警報が発表されたとき。

(1)厚真町の対策本部編制

厚真町における災害対策本部の編制は、次の表のとおりだった。

■厚真町災害対策本部編制

本部長	町 長			
副本部長	副町長・教育長			
部	部 長	班	班編成	班長
総括部	総務課長	総務班	総務人事グループ	総務課長兼務
		学校対策班	学校教育グループ	生涯学習課長
		社会教育班	社会教育グループ	生涯学習課参事
		地区連絡体制	※別表「地区連絡体制」	
調査広報部	まちづくり 推進課長	広報部	企画調整グループ広報担当	まちづくり推進課 長兼務
		調査班	企画調整グループ 事業推進グループ	まちづくり推進課 参事
工作部	建設課長	工作班	土木グループ	建設課長兼務
		建設班	建築住宅グループ(施設担当) 上下水道グループ(上下水道 担当)	建設課長兼務
		工作労務班	スタッフ制	建設課長兼務
資材部	産業経済課長	資材班	農政グループ 商工観光林業水産グループ	産業経済課参事
		輸送班	農業委員会事務局 学校教育グループ車両担当	産業経済課長兼務
		資材労務班	スタッフ制	産業経済課長兼務
救護班	町民福祉課長	救護班	子育て支援グループ 財政グループ福祉グループ 地域包括支援センター(福 祉担当) 健康推進グループ(保健担当)	町民福祉課長兼務
		給与班	町民生活グループ 税務グループ 議会事務局 学校給食センター	町民福祉課長兼務
支援部	総務課長兼務	支援班	防災会議の構成機関及び公 共団体、その他防災上重要な 施設の管理者並びに協力関 係の連絡調整に関すること	総務課長兼務

注) 災害対策本部員は、各部の部長・班長・連絡所長をもって充てるものとする。

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(2)厚真町の地区連絡体制

厚真町における地区連絡体制は、次表のとおりだった。

■地区連絡体制

連絡所名	場 所	担当地域	地区連絡所長	係 員	配車車両
富 里	高齢者生活自立支援センター『ならやま』	幌内・富里・高丘・吉野	町民福祉課参事	4人	産業経済課2台
桜 丘	桜丘生活会館	朝日・桜丘・幌里	産業経済課参事	3人	町民福祉課1台
中 央	役場庁舎	美里・本郷 本郷団地・新町市街地(5町)	議会事務局長	4人	町民福祉課1台 産業経済課1台
上 野	上野生活会館	上野・豊川・豊沢			
宇 隆	宇隆生活会館	宇隆・東和	農業委員会事務局長	3人	教育委員会1台
豊 丘	豊丘マナビイハウス	軽舞・豊丘・鹿沼・鯉沼	総務課参事	4人	町民福祉課1台 教育委員会1台
上厚真	役場上厚真支所	共和・共栄・厚和・富野・上厚真	上厚真支所長	4人	総務課2台
浜厚真	浜厚真生活会館	浜厚真			
臨 時	臨時必要と思われる地区に設置		総括部長指名		
上水道・下水道保守 新町浄水場、上厚真地区浄水場、厚真浄化センター			上下水道Gリーダー	3人	建設課2台

出典：「厚真町地域防災計画資料編（抜粋）」より作成

3-1-4 厚真町における避難所・緊急避難所の指定

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、災害発生時に備え、指定避難場所8箇所と、指定緊急避難所14箇所を定めていた。

指定避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等が、災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在し、又は災害により自宅へ戻れなくなった住民等が一時的に滞在することを目的とした施設である。

(1)指定避難所

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、指定避難所として、次の8箇所を指定していた。

■指定避難所

避難所名	対象地区	収容可能人数 (3㎡/1人)
幌内マナビイハウス	幌内	50人
高齢者生活自立支援センター 「ならやま」	富里・高丘	60人
総合福祉センター	吉野・桜丘・朝日・本郷・幌里・京町・表町本町・錦町	660人
厚真中央小学校	新町・美里・東和・宇隆・上野・豊川・豊沢	1,770人
厚南会館	共和・共栄・上厚真	460人
上厚真小学校	豊丘・軽舞・鹿沼・厚和・浜厚真・鯉沼・富野・清住	1,140人
スポーツセンター	本郷・幌里	680人
厚真中学校	新町	1,109人

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(2)指定緊急避難場所

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、地震時の指定緊急避難場所として、次の14箇所を指定していた。

■指定緊急避難場所

施設・場所名	収容可能人数 (屋内3㎡ /1人、屋外2㎡ /1人)
幌内マナビィハウス駐車場	342人
高齢者生活自立支援センター「ならやま」駐車場	661人
厚真町役場職員駐車場	791人
厚真町青少年センター	352人
総合ケアセンター「ゆくり」駐車場	846人
総合福祉センター駐車場	560人
表町公園	4,794人
厚真中央小学校グラウンド	4,752人
厚真中学校グラウンド	17,975人
スポーツセンター駐車場	726人
かしわ公園野球場	5,683人
上厚真かえで公園	1,533人
厚南会館駐車場	1,365人
上厚真小学校グラウンド	3,000人

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(3)災害時の備蓄

厚真町では、北海道胆振東部地震による震災発生以前から、石狩低地東縁断層帯の地震被害想定に応ずる備蓄品を計画的に購入し、備蓄を図っていた。

備蓄品配置場所	備蓄品目	数 量
高齢者生活自立支援センター「ならやま」 (幌内マナビィハウス分を含む)	毛布	90
	石油ストーブ	6
総合福祉センター (スポーツセンター分を含む)	毛布	240
	マット20m	21
	災害用トイレ処理セット100回分	50
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	10
	水電池3本入(単3)	50
	石油ストーブ	12
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	15
厚真中央小学校 (厚真中学校分を含む)	毛布	100
	マット20m	35
	災害用トイレ処理セット100回分	2
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	20
	水電池3本入(単3)	30
	石油ストーブ	4
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	20
厚南会館 (上厚真小学校分を含む)	毛布	200
	マット20m	20
	災害用トイレ処理セット100回分	2
	インバーター式発電機	3
	携行缶20ℓ	3
	LEDライト	10
	水電池3本入(単3)	30
	石油ストーブ	8
	灯油ポリタンク18ℓ	20
	給油ポンプ	20
鹿沼マナビィハウス	毛布	40
	石油ストーブ	2
豊丘マナビィハウス	毛布	40
	石油ストーブ	2
役場 (旧母子センター倉庫・コンテナ等)	発電機	3
	インバーター式発電機	6
	投光器	3
	石油ストーブ	6
	飲料水2ℓ	120

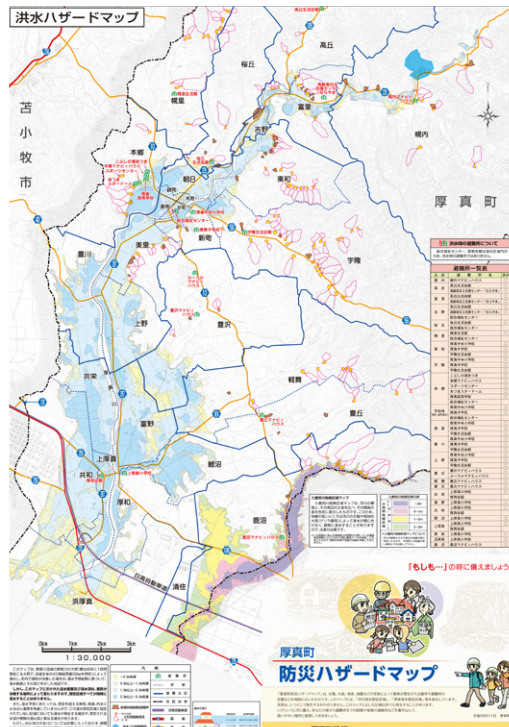
出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(4)ハザードマップ

北海道胆振東部地震発生以前の最新のハザードマップは、平成29年（2017年）2月に改訂し、以下のようなものを、町内全戸に配布するとともに、転入世帯にも逐次配布していた。

- ①津波ハザードマップ
- ②洪水ハザードマップ（土砂災害危険箇所付記）
- ③その他（a. 避難所一覧・緊急避難場所、b. 事前対策、c. 避難情報収集・伝達、d. 避難の心得 など）

■洪水ハザードマップ



■津波ハザードマップ



■その他

○ 避難情報

災害の恐れがあるときは、状況に応じて町から避難準備・高齢者等避難開始、避難指示、避難勧告（緊急）が発令されますので、おからの情報に十分注意して行動しましょう。

危険度 小 ← **災害危険度** → **危険度 大**

【避難準備・高齢者等避難開始】
避難準備・高齢者等避難開始は、避難指示が発令される前に、避難準備・高齢者等避難開始の要請が行われます。

【避難指示（緊急）】
避難指示（緊急）が発令された場合は、速やかに避難所へ避難してください。

【避難勧告】
避難勧告が発令された場合は、速やかに避難所へ避難してください。

○ 事前対策

■ 非常持ち出し品の準備

必須品チェックリスト（※おからの情報に十分注意）

<input type="checkbox"/> 懐中電灯	<input type="checkbox"/> 折り紙・フェルトチップス
<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ・予備電池	<input type="checkbox"/> 乾電池、哺乳瓶、紙おむつ
<input type="checkbox"/> 飲料水	<input type="checkbox"/> 携帯トイレ
<input type="checkbox"/> 常備食（賞味期限が長いもの）	<input type="checkbox"/> 使い捨て食器
<input type="checkbox"/> 貴重品（現金、宝石類など）	<input type="checkbox"/> 貴重書類
<input type="checkbox"/> 貴重品（現金、宝石類など）	<input type="checkbox"/> 防災グッズ
<input type="checkbox"/> 衣類、下着類	<input type="checkbox"/> タオル
<input type="checkbox"/> ロープ・ワイマナ	<input type="checkbox"/> 寝具類
<input type="checkbox"/> ロープ	<input type="checkbox"/> 石鹸
<input type="checkbox"/> 筆字	<input type="checkbox"/> 貴重品類

■ 日頃の心得

大気や地震の揺れに注意して、おからの情報に十分注意して行動しましょう。

大気や地震の揺れに注意して、おからの情報に十分注意して行動しましょう。

○ 津波情報

■ 津波情報の種類

緊急時には、地震発生から約3分を目安に津波警報（大津波・津波）または津波注意警報が発令されます。

津波警報：津波の襲来が予想され、人命の被害が甚大に及ぶ恐れがある場合に発令されます。

津波注意警報：津波の襲来が予想され、人命の被害が甚大に及ぶ恐れがある場合に発令されます。

■ 津波の予備知識

津波は、地震によって発生する波浪です。津波の襲来は、地震発生から約3分を目安に発生します。

津波の襲来は、地震発生から約3分を目安に発生します。

○ 雨の降り方

ややみ雨：1時間10～20mmの雨

強い雨：1時間30～50mmの雨

非常に強い雨：1時間50～80mmの雨

猛烈な雨：1時間80mm以上の雨

○ 避難時の心得

安全な避難所の確保

おからの情報に十分注意して行動しましょう。

おからの情報に十分注意して行動しましょう。

○ 気象情報はこちらから

以下の機関からお知らせ・気象情報は入手できます。

気象機関	電話番号	ウェブサイト
気象庁	050-351-0771	http://www.jma.go.jp/jma/index.html
北海道気象台	011-234-2111	http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kyo/kyo/index.html
厚真町気象情報センター	0145-27-2321	http://www.asahikawa-city.jp/kyo/kyo/index.html
厚真町気象情報センター	0145-27-2321	http://www.asahikawa-city.jp/kyo/kyo/index.html

出典：厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）

(5)防災行政無線

厚真町では、町内の全世帯と公共施設・学校や事業所などに設置。災害（水害・台風・地震・津波）などの気象情報や災害が発生した際に、防災行政無線を放送することとなっていた。その歴史は以下のとおり。

- ①平成4年度（平成5年2月1日）より、町内全世帯に戸別受信機（AM機）を配布（無償貸与）・開局し防災行政無線の運用を開始。
- ②平成18年度に上厚真地区に中継局を開設し、同地区の戸別受信機（AM機）を更新。
- ③平成22年度に上厚真地区（厚南会館・浜厚真ビーチ・JR浜厚真駅・新日本海フェリーターミナル・鵜川漁業協同組合厚真支所）に屋外拡声子局5局を設置。
- ④平成26年度に厚真地区の固定局（同報系）をデジタル型（FM機）に更新、戸別受信機についても更新。

■無線局種別・無線局数

無線局種別	無線局数		備考	
	総数	内訳		
固定局	6	同報系	4	厚真：1局
				上厚真：1局
				幌内：1局
				高丘：1局
		移動系	2	厚真：1局
				上厚真：1局
基地局	2	移動系	2	厚真：1局
				上厚真：1局
陸上移動局	49	車載型	27	公用車取付：26台
				厚真福祉会：1台
		可搬型	2	新町浄水場：1台
				上厚真浄水場：1台
携帯型	20	携帯無線：20台		
合計	57			

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

(6)職員等情報伝達

厚真町における職員等への情報伝達については、次のように取り決められ、実行されていた。

- ①メールマジック（一斉メール）を活用して、事前に登録された職員等の携帯電話・スマートフォン等のアドレスに災害・防災情報、非常参集連絡等を一斉に配信し、伝達。
- ②登録は転出入の際に、その都度更新し、最新の状態を保持。
- ③送信・受信確認のため、伝達訓練を兼ねて年に2回（4月・10月頃）人事異動の頃にテストメールを一斉配信して、受信状況を確認。

(7)災害協定締結状況

厚真町は、北海道胆振東部地震の発生以前に、15団体等と下記の災害協定（災害時応援協定）を締結していた。

災害協定とは、災害発生時における各種応急復旧活動に関する人的・物的支援について、地方公共団体と民間事業者や関係機関との間で、又は自治体間で締結される協定のことである。

■厚真町が締結していた災害協定

分類	協定名	協定先	締結日
ライフライン	水道	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会災害時相互応援に関する協定	日本水道協会北海道地方支部道南地区協議会 平成10年12月1日
	ガス	災害発生時における厚真町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	社団法人北海道エルピーガス協会胆振支部北海道エルピーガス災害対策協議会 平成23年3月14日
	電気	災害時協力協定書	一般財団法人北海道電気保安協会 平成23年11月1日
	燃料	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	苫小牧地方石油協同組合 平成24年4月20日
	浄水施設	災害時協力協定書	新栄クリエイト株式会社 平成24年10月22日
施設・整備	厚真町所有公共土木施設における災害時の協力体制に関する実施協定	厚真建設協会 平成18年5月10日	
飲料供給	災害時における飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ株式会社北海道支社 平成21年8月11日	
	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング株式会社 平成22年3月23日	

分類	協定名	協定先	締結日
輸送	緊急時における輸送業務に関する協定書	室蘭地区トラック協会 苫小牧支部	平成27年12月14日
行政支援	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局	平成26年3月28日
	大規模災害時等の情報共有要領及び生活救助等に関する協定書	陸上自衛隊第7師団 第7特科連隊	平成26年8月5日
	災害時広域相互応援に関する協定書	苫小牧市、白老町、厚真町、 安平町、むかわ町	平成27年3月2日
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定及び災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定実施細目	北海道、北海道市長会、 北海道町村会	平成27年3月31日
情報	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	平成28年11月7日
その他	災害発生時における厚真町と厚真町内郵便局の協力に関する協定	厚真町内郵便局(厚真郵便局・ 上厚真郵便局・軽舞郵便局)代表 日本郵便株式会社北海道支社長	平成30年3月31日
飼養動物保護	厚真町における災害時の動物救護活動等に関する協定	ペットホテルHAYA	平成30年9月6日

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2 厚真町の応急対策活動

3-2-1 組織体制の概要

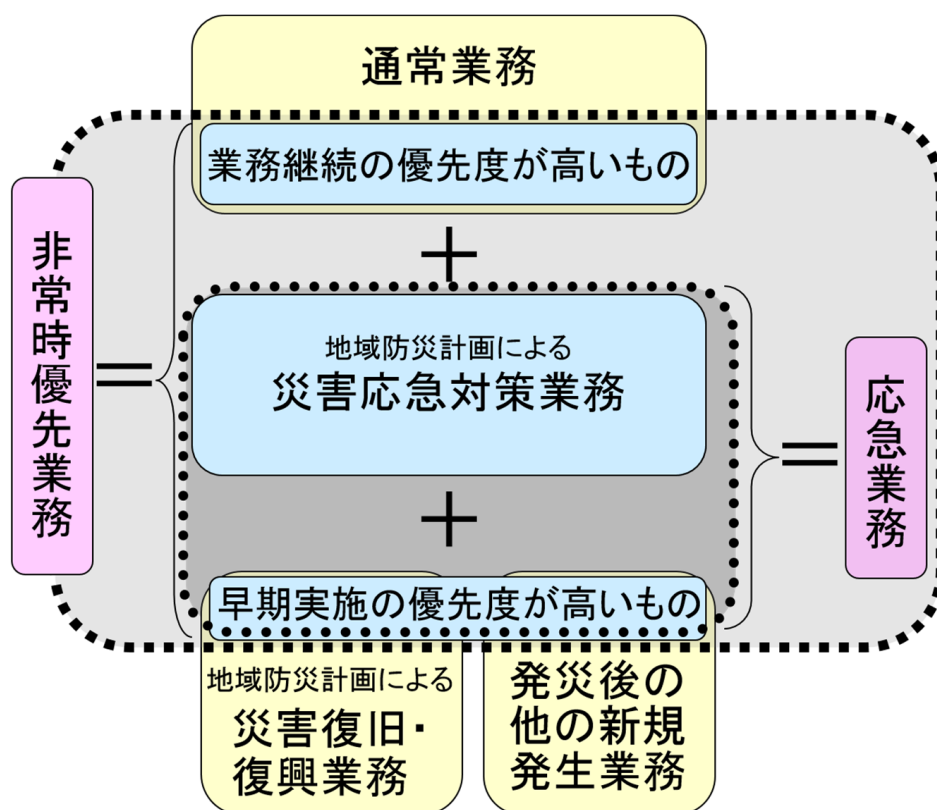
北海道胆振東部地震による震災に対し、厚真町は、前述した災害対策基本法第32条の規定及び厚真町地域防災計画第3章第2節第2(1)エ項に基づき、地域防災計画規定の編制を基準として、災害発生から8分後の平成30年（2018年）9月6日午前3時15分に厚真町災害対策本部を設置し、第3種非常配備体制をとった。

これは、広域にわたる災害の発生が予想されるときや被害が特に甚大であると予想される場合に、全職員に対して発せられる体制だった。

そして、この体制は、平成30年12月28日午後4時00分に災害対策本部が廃止されるまでの約3箇月半にわたり続けられ、応急対策活動が実施された。

なお、災害対策本部廃止後は、「厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部」を設置し、「厚真町復旧・復興計画」の策定を始め、町の復旧・復興に取り組むこととなった。

非常時優先業務の位置づけ



出典：「厚真町業務継続計画」（平成28年9月）

3-2-2 非常配備体制

厚真町における非常配備体制は、第1種・第2種・第3種からなり、その内容・任務は次のように決められていた。

■厚真町における非常配備の区分

種 別	配備時期	配備内容	任 務
第1種非常配備	①震度4の地震が発生したとき。 ②津波注意報が発令されたとき。 ③気象、地象及び水象に関する情報又は警報を受けたとき。 ④その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	情報連絡のため各部の少数の人数をもって当たるもので、状況により次の配備体制に移行できる体制とする。	①情報の収集 ②関係機関との連絡
第2種非常配備	①震度5弱又は5強の地震が発生したとき。 ②津波警報が発令されたとき。 ③局地的な災害の発生が予想される場合又は災害が発生したとき。 ④その他必要により本部長が当該非常配備を指令したとき。	各部全班の人員をもって当たるもので、災害の発生とともにそのまま直ちに非常活動ができる体制とする。	①情報の収集 ②関係機関との連絡 ③応急措置の実施
第3種非常配備	①震度6弱以上の地震が発生したとき。 ②大津波警報が発令されたとき。 ③広域にわたる災害の発生が予想される場合又は被害が特に甚大であると予想される場合において本部長が当該非常配備を指令したとき。 ④予想されない重大な災害が発生したとき。	各部全班の人員をもって当たるもので、状況によりそれぞれの災害応急活動ができる体制とする。	災害業務全般の実施

出典：「厚真町地域防災計画（平成28年2月）」より作成

■北海道胆振東部地震発生時の災害対策本部編制と主な活動内容

編制区分		主な活動内容	
本部長	町長	本部の指揮・統率	
副本部長	副町長	本部長の補佐、不在時の指揮代行	
	教育長	副町長の補佐、学校再開以降は教育長業務	
部	部長	班	
総括部	総務課長	総務班	本部の総括、人員管理、連絡調整、応援要請、食料・資機材の調達・調整
		学校対策班	学校施設の被害調査、学校・教職員の連絡調整、学校教育再開の準備
		社会教育班	社会教育施設の被害調査、関係機関との連絡調整
		地区連絡体制	地域の被害確認、地域住民の避難等支援、本部と地域の連絡調整
調査広報部	まちづくり推進課長	広報班	情報集約、広報資料作成、報道機関対応、広報
		調査班	被害調査、避難所運営等の各班支援
工作部	建設課長	工作班	所管施設の被害調査・応急対策、災害査定
		建設班	建築物の被害調査、罹災証明書の発行、建築物の応急対策、応急仮設住宅の供給
		工作労務班	工作班等の支援
資材部	産業経済課長	資材班	物資の調達・調整・供給、各班の支援
		輸送班	物資輸送、車両調整
		資材労務班	資材班等の支援
救護部	町民福祉課長	教護班	被災者の救護・健康管理、要配慮者の支援、関係機関との調整、義援金品の受付・配分
		給与班	炊き出し、水・食料品の調達・配分
支援部	総務課長兼務	支援班	編制せず

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2-3 避難勧告等

厚真町は、北海道胆振東部地震発生後の非常対策活動期間中、土砂災害の危険性等から、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」を下表のとおり発令した。

■ 避難勧告等発令・解除状況

発令区分	発令目的	発令日時	場 所	対象世帯	対象人数	解除日時
避難勧告	土砂災害の危険性	9月9日 16時	新町	7	17	10月8日9時 (応急処理終了)
避難指示 (緊急)		9月11日 14時	東和	1	3	9月18日18時 (応急対策完了)
避難指示 (緊急)		9月11日 14時	宇隆	2	5	
避難指示 (緊急)		9月13日 12時56分	新町	3	4	10月14日9時 (応急対策完了)
避難勧告		9月13日 12時56分		2	3	10月11日8時 (応急対策完了)
避難指示 (緊急)		9月23日 18時	吉野	8	15	11月8日9時 (交通規制解除)
避難準備・高 齢者等避難 開始	台風第24号 接近に伴う 土砂災害の 危険性	9月30日 12時	幌内・高丘・ 富里・吉野・ 桜丘・幌里・ 本郷・朝日・ 新町・美里・ 東和・宇隆・ 上野・豊沢・ 軽舞・豊丘・ 鹿沼	151	340	10月1日16時 (一部解除)
避難勧告		9月30日 14時				10月2日10時 (台風通過後の安全 確認完了)
避難準備・ 高齢者等避 難開始	台風第25号 接近に伴う 土砂災害の 危険性	10月6日 14時		151	340	10月7日15時30分 (台風通過後の安全 確認完了)
避難勧告		10月6日 16時				

出典：「平成30年北海道胆振東部地震 厚真町災害対応検証報告書（令和2年3月）」より作成

3-2-4 救助救出活動

北海道胆振東部地震の発生後、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等から道災害対策本部指揮室に集約された情報から、震源に近い厚真町で地震による大規模な土砂崩れが発生しており、早い段階で、緊急に必要とされる救助救出活動の規模が管轄の厚真消防本部の対応能力を超えていることが判明した。

そのため、道内はもとより、全国から広域的な応援を得て救助救出活動に当たることとなったが、最終的に、自衛隊、警察、消防、海上保安庁及び道の関係機関によって、下の表に示すとおり、8日21時現在で計92人が救助救出されることとなった。その後、9日に吉野で2人、幌内で最後の1人が発見された

■厚真町における救助救出の状況(平成30年9月8日21時現在)

地区	住民数	救助救出者数	救助救出者のうち、死亡・心肺停止者数
朝日地区	139人	2人	2人
桜丘地区	42人	4人	1人
幌里地区	70人	13人	4人
吉野地区	34人	28人	17人
富里地区	71人	4人	4人
高丘地区	43人	30人	2人
幌内地区	100人	11人	3人
計	499人	92人	33人

資料：厚真町災害対策本部発表 ほか

(1)警察による救助・救出・捜索活動

道警察は発災後直ちに、道・札幌市及び厚真町に、リエゾン（災害対策現地情報連絡員：101ページ参照）を派遣し、ヘリコプターからの現地映像による被害状況の把握のほか、町の災害対策本部や避難所などから安否不明者の特定に係る情報収集を実施して、9月7日の未明までに厚真町における安否不明者36人を特定し、情報を他機関と共有。救助救出活動のために、機動隊97人と各方面本部の警備隊111人を厚真町に投入したほか、道外から広域緊急援助隊（3都県）52人と広域警察航空隊ヘリ（5都県）7機の派遣を受け、安否不明者の捜索や、道路の寸断により被災地に取り残された住民の救助などに延べ人員約3,800人の警察官等が被災地で活動した。

また、道外から派遣された特別派遣部隊については、16の都県警察から延べ約3,800人、航空機10機、車両24台が投入され、即応部隊が救助救出活動を行ったほか、生活安全部隊等の一般部隊が被災者支援活動等を実施した。部隊の活動期間は9月6日～11月30日の86日間（防犯パトロール・被災者支援・交通整理を含む）だった。



警察による捜索救助活動



北海道警察自動車警ら隊と他府県からの応援部隊による警戒活動



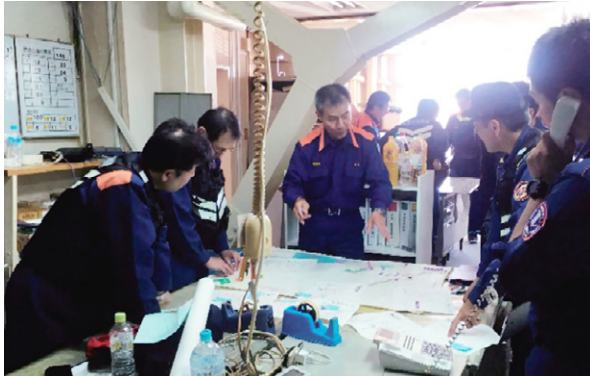
避難所における被災者支援活動

出典：北海道警察ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震発生に伴う警察活動」

(2)消防による救助救出活動

消防については、北海道広域消防相互応援協定に基づき、道内33の消防本部から道内広域応援隊が出動し、延べ415隊、1,537人が厚真町に派遣され、主として、救助救出活動及び救急需要の増大に伴う救急活動を行った。

また、道は消防組織法に基づいて、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の派遣を要請。12都道県から延べ642隊、2,632人の部隊が派遣された。この緊急消防援助隊は、9月6日5時15分から順次活動を開始し、厚真町における救助救出活動に大きな役割を果たした。



胆振東部消防組合消防署厚真支署での指揮状況
写真提供：札幌市消防局



フェリーによる輸送状況
写真提供：仙台市消防局



胆振東部消防組合消防本部の活動状況
写真提供：胆振東部消防組合消防本部



航空自衛隊輸送機による輸送状況



陸上隊の活動状況
写真提供：横浜市消防局



救助救出活動で活躍した航空機
写真提供：川崎市消防局

出典：総務省消防庁 「消防の動き '19年1月号」〈平成30年北海道胆振東部地震における消防機関の対応〉

(3)自衛隊による救助救出活動

自衛隊は、関係機関に対して災害に関する情報を提供するため、9月6日3時40分にヘリコプターを被災地へ自主的に派遣し、情報収集を実施した。

また、道（知事）は、自衛隊をはじめ関係機関から指揮室に集約された各地の被災状況及び道内全戸停電という状況を勘案し、道内陸上自衛隊の指揮権を有する北部方面総監に対し、同日6時に道内全域を活動地域とした災害派遣を要請した。

自衛隊の災害派遣活動では、39日間にわたり、延べ人員約20万人、航空機延べ550機、艦船延べ約90隻が派遣され、人命救助、給水・給食支援、入浴支援のほか、道路啓開や人員・物資の輸送支援などの活動を行った。なお、人命救助活動については、9月10日の終了時までには46人の実績を上げた。



出典：防衛省・自衛隊ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震について〔活動状況写真〕」

(4)厚真消防による救助救出活動

厚真町における公設消防は、職員26人、車両13台からなる胆振東部消防組合消防署厚真支署が担っており、厚真町北部地区は厚真支署が、南部地区は上厚真分遣所が日常の消防業務に当たっている。

また厚真消防団は、本団・北部地区担当の第1分団・南部地区担当の第2分団・女性消防団からなっており、現在、定員90人、現員89人、内10人は女性で構成され、車両6台を運用している。

発災当初、消防のメインサイレンが使用不可となり、町防災無線端末も地震により損傷し使用不可となった。そのため、団員へ出動要請をする手段を失っていた。

しかし、組合消防計画で「震度4以上で出動」となっていたことから、団員は連絡せずとも厚真支署及び上厚真分遣所に集合。被害確認のために順次出動した。その段階では、現場の情報が皆無であり、出動して現場で確認・判断するしかない状況だった。

9月6日午前、当初の被害状況確認のための出動に続き、町内道路状況の確認のため再度出動した。

その後、体制立て直しのため、第1分団は厚真支署へ、第2分団は上厚真分遣所へ集合。情報の共有と出動団員の無事の確認及び出動状況を把握した後、次出動に備え少しの休息をとった。この時点で、携帯電話は使用不可となり、出動していない団員との連絡手段を失った。

9月6日午後、被災地区で自衛隊・警察隊・消防緊急援助隊など多くの支援隊が救出活動を開始。厚真支署隊・団隊は幌内地区の救出活動に出動することとなった。団隊は1班10名で編成し、3時間交代とした。なお、現場までの移動に1時間ほどかかることから、移動時間も考慮して、編成・時間設定に当たる必要があった。

9月6日午後、幌内地区の現場までの舗装された道路は土砂崩れにより寸断され通行不可となり、厚真川の堤防や農道を通らなければ現場に行けず、その道が1本しかないため、警察が交通規制をしたが渋滞が起きるような状況であった。その際、堤防や農道などについて、地元の人からなる団員ならではの情報は貴重であり震災初期の活動において要となるような重要な情報となった。

9月6日夜間～7日、災害対策本部指揮の下、人員をやりくりしながら昼夜を問わず救出に当たった。一方、発災当日及び7日には非常食用食糧が底をつき、苫小牧市へ買い出しに行かなければならない状況になった。被災2日目の夜には食糧支援を受けられたが、丸2日分程度の非常食・飲料の確保の必要性を感じるようになった。

9月7～9日、状況に合わせて人員確保や増減など考慮しながらの救助救出活動となった。

7日夜は天候悪化により活動中断の指示があり、幹部数名を残して全団員帰宅せざるを得なかった。

8日は7時より活動再開、9日にかけて24時間体制で活動に当たった。

9日午後11時まで活動を続け、団隊は10日7時から活動再開を確認して、一旦活動中断とした。しかし、団員の疲労は限界が近づいていた。そのため、一晚休息に当てる決定を下し、幹部も含め帰途についた。この時点で残る要救助者は幌内地区の現場1人となっていたが、日が変わったばかりの10日1時過ぎ頃、自衛隊など支援隊により発見に至り、全員の救出が完了した。



①吉野地区での救出活動



②幌内地区での救出活動



③消防本部及び厚真支署の指揮状況



④夜間活動の状況



胆振東部消防組合消防署厚真支署(令和4年10月撮影)

写真①～④出典：胆振東部消防組合消防署厚真支署厚真消防団「北海道胆振東部地震における被害状況」

3-2-5 避難所の設置

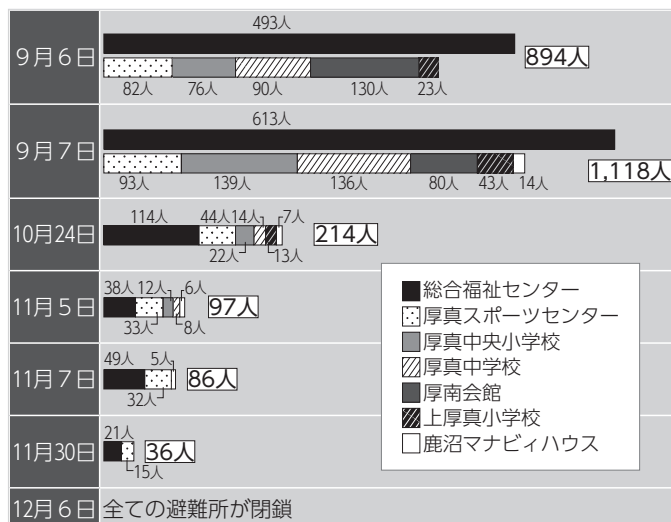
避難所は、避難生活の長期化を見込み、大型施設を中心に開設されたが、発災直後の平成30年（2018年）9月7日には住民の4分の1に当たる1,118人が避難を余儀なくされた。その後、電気や水道の復旧や応急仮設住宅の建設に伴い、徐々に閉所し、12月6日には全ての避難所が閉所された。

■ 避難所の開設状況（単位：人）

避難所	開設日							閉鎖日
	9月6日	9月7日	10月24日	11月5日	11月7日	11月30日	12月6日	
総合福祉センター	493	613	114	38	49	21	0	12月6日
スポーツセンター	82	93	44	33	32	15	0	12月6日
厚真中央小学校	76	139	22	12	0	-	-	11月7日
厚真中学校	90	136	14	8	0	-	-	11月7日
厚南会館	130	80	0	-	-	-	-	10月24日
上厚真小学校	23	43	13	0	-	-	-	11月5日
鹿沼マナビィハウス	0	14	7	6	5	0	-	11月30日
合計	894	1,118	214	97	86	36	0	

出典：厚真町総務課災害復興グループ調べ

■ 厚真町における避難者数の推移



出典：「広報あつま」2019年3月号



中央小学校避難所